

国民体育大会シングルハンダー一級規則

1997年6月1日 制定

2003年8月1日 改正

2009年8月1日 改正

2012年8月1日 改正

公益財団法人 日本セーリング連盟

国体委員会

はじめに

この規則は、国民体育大会セーリング競技成年男子の種目に1人乗りディンギー・クラスを導入するにあたり、より多くのセーラーに出場機会を与えることを目的として、国内で最も普及しているシーホッパー・クラスとレーザー・クラスが同時に競技することを前提としたものである。

基本的には、両クラスがほぼ同様なセーリング性能を有するものという観点に立って定められたものである。

したがって、両クラスの間に関し公平さに関して明らかに疑義が生じた場合には、この規則の抜本的な変更も有り得る。

1. 原則

この規則は、“セーリング競技は艇の良し悪しを競い合うのではなく、技術やタクティクスを競い合うものである”という考え方に基づいている。

この規則に明記されていない事項に関しても、この原則に反する場合は認められない。

2. 一般要件

2.1 国民体育大会シングルハンダー級（以下国体シングルハンダー級）のオーソリティーは**公益財団法人**日本セーリング連盟（以下J S A Fと言う。）である。

2.2 国体シングルハンダー級とは、J S A Fの特別加盟団体である日本シーホッパー協会（以下シーホッパー協会）及び日本レーザー協会（以下レーザー協会）に登録、承認された艇をいう。

2.3 本規則の解釈はJ S A Fによってなさなければならない。

2.4 本規則に関して、J S A Fあるいはその代表者は、如何なる法的責任あるいは義務を負うものではない。

3. レース参加者の資格

3.1 国民体育大会（あるいはリハーサル大会）セーリング競技実施要項（レース公示）にある参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準に順ずる。

3.2 各クラス規則による個人会員登録（セール、艇体は除く。）は必要としない。

4. 計測

4.1 計測規則運用決定の基本的手順は、国民体育大会（あるいはリハーサル大会）実施要項（レース公示）及び帆走指示書に準ずる。

4.2 計測はJ S A F及びシーホッパー協会、レーザー協会の各クラス協会によって認定されたメジャーによって行われる。

4.3 レースの参加者（オーナーあるいは代理人）は該当するクラスの各クラス協会がそれぞれ発行、管理するセール番号の艇を使用し、各クラス協会が定めるクラス規則にしたがって計測証明書、登録ステッカーあるいは刻印を所持しなければならない。

- ・シーホッパー級は、計測証明書、登録ステッカーを所持及び貼り付けしなければならない。
- ・レーザ級は、I S A F発行の登録ステッカーあるいは艇体の登録番号刻印がなければならない。

4.4 レースに使用するセールには、国民体育大会実施要項（レース公示）で定める県名と県番号を貼付する。

5. 規格の維持

レースに使用される艇が、常に該当するクラスの各クラス協会が定めるクラス規則に合致している事を保証するのは参加者（オーナーあるいは代理人）の責任である。

6. 任意事項・例外事項

本規則は、レースの参加者及び使用する艇に関して、該当するクラスの各クラス協会が定めるクラス規則に準ずることを義務付けるが、それぞれのクラス規則で明確に任意事項あるいは例外事項として認められているもの以外の変更は禁止する。

7. セーリング条件

- 7.1 国体シングルハンダー級は、1名の乗員によって競技されなければならない。
- 7.2 レース参加者は、使用する艇の該当するクラスの各クラス協会が定めるクラス規則に合格した艇体、リグ、ギア及びセールを使用し、競技しなければならない。
- 7.3 ラダーは帆走指示書に特別に明記されていない限り、レース中は完全に降ろした状態に保たれていなければならない。

8. 個人用浮揚用具：ライフジャケット

乗艇中の乗員は、常に国民体育大会（あるいはリハーサル大会）実施要項（レース公示）に準ずる個人用浮揚用具：ライフジャケットを着用しなければならない。

9. 搭載品の特別規程

9.1 係留ロープ（太さ6mm以上、長さ5m以上）は、バウプレートあるいはバウアイに一端を固縛していなければならない。

9.2 アンカー、アンカーロープ及びパドルの搭載については各クラス協会（シーホッパー協会、レーザ協会）が定めるクラス規則による。

（参考）シーホッパークラスルール13 搭載品（但し、2012年8月1日時点のクラスルール）

帆走する場合には、以下のものを搭載しなければならない。

- ・アンカー（1kg以上）1個及びアンカーロープ（6φ以上で20m以上）
- ・パドル（1本）